

汚染土壌の処理業に関するガイドライン  
(改訂第2版)

平成 24 年5月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

## 本ガイドラインの策定経緯・位置付け

平成 22 年 4 月 1 日より、改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づき汚染土壌の処理を行うに当たって参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月に「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（暫定版）」を作成し、その後、必要に応じて改訂を進めているところです。

今般、汚染土壌処理業者における更なる適正な処理の確保及び法対象外の基準不適合土壌における適正な運搬・処理の確保の観点から、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行い、改訂第 2 版を作成しました。

また、このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 24 年 5 月  
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

# 目 次

第1章 概要	1
1.1 用語の定義	1
1.2 土壌汚染対策法の目的	3
1.2.1 土壌汚染対策法の目的（法第1条）	3
1.2.2 法改正の経緯及び目的	3
1.3 特定有害物質（法第2条）	4
1.4 汚染状態に関する基準	6
1.5 汚染土壌処理業（法第22条）	9
1.5.1 汚染土壌処理施設の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）	9
（1）浄化等処理施設（処理業省令第1条第1号）	9
（2）セメント製造施設（処理業省令第1条第2号）	11
（3）埋立処理施設（処理業省令第1条第3号）	11
（4）分別等処理施設（処理業省令第1条第4号）	12
1.5.2 処理方法（処理業省令第3条第3号）	12
1.6 汚染土壌の流れ	14
1.6.1 浄化等処理施設	15
1.6.2 セメント製造施設	15
1.6.3 埋立処理施設	15
1.6.4 分別等処理施設	15
1.7 処理状況の報告	16
第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）	17
2.1 汚染土壌処理業の許可の申請（法第22条第2項）	17
2.1.1 汚染土壌処理業許可申請書	17
2.1.2 許可申請書記載事項の説明	19
（1）氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法第22条第2項第1号）	19
（2）汚染土壌処理施設の設置の場所（法第22条第2項第2号）	19
（3）汚染土壌処理施設の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）	19
（4）汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）	19
（5）汚染土壌処理施設の処理能力（法第22条第2項第3号）	20
（6）処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）	20
（7）汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（処理業省令第3条第1号）	21
（8）申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）	21
（9）他の汚染土壌処理業の許可番号（処理業省令第3条第2号）	21
（10）処理方法（処理業省令第3条第3号、処理業通知記の第1の1(1)⑧）	22
（11）製造されるセメントの品質管理方法（処理業省令第3条第4号）	24
（12）保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）	24
（13）役員の名及び住所（処理業省令第3条第6号）	25
（14）再処理汚染土壌処理施設に関する事項（処理業省令第3条第7号）	25

2.1.3	許可申請書添付資料（処理業省令第2条第2項）	26
(1)	事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）	26
(2)	施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）	28
(3)	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書等（処理業省令第2条第2項第3号）	29
(4)	汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）	29
(5)	所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）	31
(6)	他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）	31
(7)	公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）	31
(8)	技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）	32
(9)	資金調達方法を記載した書類等（処理業省令第2条第2項第9号）	34
(10)	貸借対照表・損益計算書等（処理業省令第2条第2項第10号）	34
(11)	資産に関する調書等（処理業省令第2条第2項第11号）	34
(12)	定款又は寄附行為・登記事項証明書（処理業省令第2条第2項第12号）	34
(13)	住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）	34
(14)	欠格要件に該当しない旨の誓約書（処理業省令第2条第2項第14号）	35
(15)	事業を行う役員の住民票の写し（処理業省令第2条第2項第15号）	35
(16)	汚水・排出水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）	36
(17)	排出水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）	36
(18)	地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）	37
(19)	飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）	37
(20)	大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）	38
(21)	廃止措置の見積書等（処理業省令第2条第2項第21号）	39
(22)	再処理汚染土壌処理施設の引受同意書（処理業省令第2条第2項第22号）	39
2.1.4	許可更新時の添付書類の省略（処理業省令第2条第3項）	40
2.2	汚染土壌処理業の許可の基準（法第22条第3項）	41
2.2.1	汚染土壌処理施設に関する基準（処理業省令第4条第1号）	41
(1)	汚染土壌処理施設の種類（処理業省令第4条第1号イ）	41
(2)	処理方法に応じた汚染土壌処理施設（処理業省令第4条第1号ロ）	41
(3)	構造耐力上の安全性（処理業省令第4条第1号ハ）	41
(4)	腐食防止措置（処理業省令第4条第1項ニ）	42
(5)	飛散等・地下浸透・悪臭発散を防止する構造（処理業省令第4条第1号ホ）	42
(6)	著しい騒音及び振動の発生防止（処理業省令第4条第1号ヘ）	46
(7)	排出水処理設備等（公共用水域）（処理業省令第4条第1号ト）	46
(8)	排出水処理設備等（下水道）（処理業省令第4条第1号チ）	47
(9)	地下水モニタリング設備（処理業省令第4条第1号リ）	48
(10)	大気有害物質処理設備等（処理業省令第4条第1号ヌ）	49
2.2.2	申請者の能力に関する基準（処理業省令第4条第2号）	50
(1)	統括管理責任者（処理業省令第4条第2号イ）	50
(2)	運転維持管理担当者及び公害防止担当者（処理業省令第4条第2号ロ）	50

(3)	経理的基礎（処理業省令第4条第2号ハ）	52
(4)	廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎（処理業省令第4条第2号ニ）	53
2.2.3	欠格要件（法第22条第3項第2号）	55
2.2.4	許可の更新（法第22条第4項及び第5項）	55
2.2.5	汚染土壌処理業の許可証の交付等（処理業省令第14条）	56
(1)	許可証の交付（処理業省令第14条第1項）	56
(2)	許可証の書換え・再交付（処理業省令第14条第2項）	58
(3)	許可証の提示（処理業省令第14条第3項）	58
(4)	許可証の返納（処理業省令第14条第4項）	58
2.2.6	処理に関する基準（法第22条第6項、処理業省令第5条）	59
(1)	飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置（処理業省令第5条第1号）	59
(2)	著しい騒音及び振動の発生防止措置（処理業省令第5条第2号）	60
(3)	緊急時の対応（処理業省令第5条第3号）	60
(4)	汚染土壌の受入れ（処理業省令第5条第4号）	61
(5)	関連法令及び条例の遵守（処理業省令第5条第5号）	63
(6)	処理方法の遵守（処理業省令第5条第6号）	63
(7)	セメントの品質管理（処理業省令第5条第7号）	70
(8)	第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止（処理業省令第5条第8号）	70
(9)	処理の期限（処理業省令第5条第9号）	71
(10)	汚染土壌の保管（処理業省令第5条第10号）	71
(11)	施設内移動（処理業省令第5条第11号）	71
(12)	地下浸透の禁止（処理業省令第5条第12号）	73
(13)	公共用水域への排出（処理業省令第5条第13号）	73
(14)	下水道の使用（処理業省令第5条第14号）	75
(15)	地下水の水質測定（処理業省令第5条第15号）	76
(16)	大気有害物質の排出（処理業省令第5条第16号）	77
(17)	施設外への搬出の禁止（処理業省令第5条第17号）	80
(18)	2次管理票の交付（処理業省令第5条第18号）	83
(19)	2次管理票の写しの送付（処理業省令第5条第19号）	85
(20)	搬出届出者への通知（処理業省令第5条第20号）	85
(21)	汚染土壌処理施設の表示（処理業省令第5条第21号）	85
(22)	点検及び機能検査（処理業省令第5条第22号）	86
(23)	点検及び機能検査の記録の保管（処理業省令第5条第23号）	87
2.2.7	汚染土壌の処理の委託の禁止（法第22条第7項）	88
2.2.8	処理に関する記録の保管及び閲覧（法第22条第8項）	88
2.2.9	事故時の届出（法第22条第9項）	90
第3章	変更の許可等（法第23条）	91
3.1	汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請（法第23条第1項）	91
3.1.1	変更許可申請書（処理業省令第8条第1項）	92
3.1.2	変更許可申請書添付資料（処理業省令第8条第2項）	94

3.2	汚染土壌処理業に係る変更の届出（法第23条第3項及び処理業省令第10条）	95
3.2.1	届出を要する汚染土壌処理業に係る変更（処理業省令第9条及び第10条）	95
3.2.2	汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出（処理業省令第11条）	96
(1)	変更届出書（処理業省令第11条第1項）	96
(2)	変更届出書添付資料（処理業省令第11条第2項）	98
3.3	汚染土壌処理業の休止等の届出（法第23条第4項、処理業省令第12条）	99
第4章	改善命令（法第24条）	102
第5章	許可の取消し等（法第25条）	102
第6章	名義貸しの禁止（法第26条）	102
第7章	許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条）	103
7.1	汚染の拡散の防止その他必要な措置（処理業省令第13条第1項）	103
7.2	廃止措置実施報告書（処理業省令第13条第3項）	105
第8章	法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	107
8.1	発注者・土地所有者	107
8.2	工事請負業者	107
8.3	汚染土壌運搬業者	107
8.4	汚染土壌処理業者	108
8.5	汚染土壌処理施設の許可を与えた自治体	108

(参考資料)

- Appendix-1. 土壌溶出量調査に係る測定方法
- Appendix-2. 土壌含有量調査に係る測定方法
- Appendix-3. 汚水が地下に浸透することを防止するための措置
- Appendix-4. 大気有害物質の量の測定方法
- Appendix-5. 管理票のしくみ

－ 目 次 －

図 1.5.1-1	浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の例	9
図 1.5.1-2	浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））の例	10
図 1.5.1-3	浄化等処理施設（溶融）の例	10
図 1.5.1-4	セメント製造施設の例	11
図 1.5.1-5	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例	11
図 1.5.1-6	分別等処理施設の例	12
図 1.6.1-1	要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ	14
図 1.7.1-1	処理状況報告書の例	16
図 2.1.1-1	許可申請書の記載例	18
図 2.1.2-1	汚染土壌の処理の方法の例	23
図 2.1.2-2	汚染土壌処理施設における一連の作業の例	23
図 2.1.3-1	維持管理体制系統図の例	26
図 2.1.3-2	施設位置図の例	28
図 2.1.3-3	施設配置図の例	28
図 2.1.3-4	洗浄処理における処理工程図の例	29
図 2.1.3-5	熱分解におけるバランスシートの例	30
図 2.1.3-6	洗浄処理における汚水処理フロー図の例	36
図 2.1.3-7	熱分解における大気有害物質処理フロー図の例	38
図 2.2.1-1	粉じん等が飛散しにくい構造の例	44
図 2.2.1-2	保管設備における環境大臣が定める地下浸透防止措置の例	48
図 2.2.5-1	汚染土壌処理業許可証の記載例	57
図 2.2.6-1	緊急時連絡体制系統図	60
図 2.2.6-2	飛散防止措置が講じられた施設内移動の例	72
図 2.2.6-3	要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類につ いての浄化確認調査方法の一例（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質）	82
図 2.2.6-4	2次管理票の記載例	84
図 2.2.6-5	汚染土壌処理施設の表示例	86
図 3.1.1-1	変更許可申請書の記載例	93
図 3.2.2-1	変更届出書の記載例	97
図 3.3.1-1	施設の休止・廃止で必要となる休止等届出書の例	100
図 3.3.1-2	休止等届出書の記載例	101
図 7.2.1-1	廃止措置実施報告書の記載例	106

－ 表 目 次 －

表 1.3.1-1	特定有害物質	5
表 1.4.1-1	要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準	7
表 1.4.1-2	第二溶出量基準	8
表 1.5.2-1	浄化等処理施設における処理方法の例	13
表 1.5.2-2	埋立処理施設における処理方法の例	14
表 1.5.2-3	分別等処理施設における処理方法の例	14
表 2.1.2-1	事務所所在地一覧表の例	21
表 2.1.3-1	公害防止担当者としての知識を有することを証明する書類	33
表 2.2.1-1	各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類	43
表 2.2.1-2	飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類と内容	43
表 2.2.1-3	各設備における地下浸透を防止する構造の種類	44
表 2.2.1-4	構造の種類と地下浸透を防止する構造	45
表 2.2.1-5	大気有害物質と許容限度	50
表 2.2.6-1	汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目(1/2)	67
表 2.2.6-2	汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目(2/2)	68
表 2.2.6-3	処理方法毎に留意すべき点	69
表 2.2.6-4	排水基準	74
表 2.2.6-5	排除基準	76
表 2.2.6-6	大気有害物質の種類、許容限度及び測定頻度	78
表 2.2.6-7	大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について	79
表 2.2.8-1	記録する事項及び記録の備置きを始める時期	89
表 7.2.1-1	許可の取消し等の場合の措置及び報告の期限	105